

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間です

令和5年度標語「あなたしか 気づいていないかも そのサイン」



児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ 189 (いち・はや・く)

匿名での連絡が可能です。

児童虐待って？

身体的虐待

暴力を振るう、やけどをさせるなど

ネグレクト

適切な衣食住の世話をしない、家や車中に長時間放置するなど

心理的虐待

言葉で脅す、子どもの前で暴言を吐く、拒否的な態度をとるなど

性的虐待

わいせつな行為、性行為の強要など

これってしつけ？

例悪いことをしたので叩いた。

体に苦痛を引き起こす行為は体罰になります。しつけと称して、たいたいたり怒鳴ったりすることは、子どもの心の成長に悪い影響を及ぼす可能性があります。

ヤングケアラーをご存じですか？

ヤングケアラーとは、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことを指す言葉です。こうした子どもたちの存在に目を向け、彼らが発するSOSに耳を傾けることが大切です。

地域のみなどで子育てを応援しましょう

子育てをする中で、親がづらいのは孤立することです。日頃からあいさつや声掛けをするなど、地域で温かく見守ってください。

子育て中のあなたへ

子育ては、子どもの成長を見守る喜びや感動に溢れています。しかし、毎日続く子育ての中では、ストレスや不安を感じることもあります。そんな時は一人で抱え込まずに、まずはご相談ください。



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

DV相談ナビ **☎ #8008** (は・れ・れ・ば)

匿名での連絡が可能です。

殴る、蹴るだけがDVではありません！
あなたの近くでこんなことはありませんか？

身体的暴力

たたく・殴る・蹴る・首を絞める・物を投げつける(ふりをする)など

精神的暴力

無視・怒鳴る・暴言を吐く・外出や交友関係を監視する・大切なものを壊すなど

経済的暴力

生活費を入れない・借金を重ねる・仕事をしない・仕事をさせないなど

性的暴力

性的行為の強要・避妊に協力しない・無理やりポルノビデオや雑誌を見せるなど

デジタル暴力

インターネットを使った脅し・GPSで相手をチェックするなど

児童虐待やDV被害など専門機関へご相談ください

▼広島県北部子ども家庭センター(配偶者暴力相談支援センター)

受付時間 月～金曜日 10時～17時

☎ 0824・63・5181

▼庄原警察署

受付時間 24時間
☎ 0824・72・0110

▼児童福祉課(相談員専用ダイヤル)

受付時間 月～金曜日 9時～17時
☎ 0824・73・1243